

2020-09-07：令和2年第6回定例会（第1号）名簿

1

湯河原町議会第6回定例会会議録

(第1号)

令和2年 9月 7日(月) 午前10時00分 開会

1. 出席議員 13名

議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
1	土屋由希子	○	2	熊谷 照男	○	3	松野 洋一	○
4	渡辺 久子	○	5	松井 一寿	○	6	村瀬 公大	○
7	欠 番		8	善本 真人	○	9	露木 寿雄	○
10	室伏 重孝	○	11	室伏寿美夫	○	12	山本 俊明	○
13	土屋 誠一	○	14	原田 洋	○			

(出席 ○・欠席 ●・遅刻 △)

2. 欠席議員 な し

3. 説明のための出席者

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町長	富 田 幸 宏	○	副町長	露 木 高 信	○

公営企業管理者	長 田 勲	○	教育長	高 橋 正	○
参事 総務グループ	涌 井 信 明	○	参事 徴収対策室 長事務取扱	カ 石 浩 一	○
参事 子ども支援 課長事務取扱	石 井 あゆみ	○	参事 観光産業グ ループ	内 藤 喜 文	○
参事 環境課長事 務取扱	須 藤 裕 明	○	参事 学校教育課 長事務取扱	菅 沼 浩 行	○
消防長	菅 沼 安 幸	○	議会事務局長	常 盤 一 郎	○
秘書広報室長	新 磯 一 寿	○	地域政策課長	二 見 哲 哉	○
財政課長	青 木 高 明		庶務課長	鈴 木 友 則	○
庶務課 検査担当 課長	柏 木 敏 明		税務課長	梨子本 隆 志	
徴収対策室 収納 担当課長	大 木 裕 恵		徴収対策室 滞納 整理担当課長	二 宮 淳	
介護課長	大 野 真 伸		住民課長	村 松 宏 悦	

保健センター所長	松野善一	○	社会福祉課長	小澤忍	
まちづくり課長	小野章夫		土木課長	吉野保之	○
用地課長	目黒圭介		公園課長	高杉二三生	
観光課長	宮下睦史	○	観光課 施設担当 課長	大木孝	
農林水産課長	深澤豊和	○	水道課長	小宮秀明	
温泉課長	八子晋一		下水道課長	大槻和彦	
出納室会計課長	佐藤恵子		学校教育課 教育 指導担当課長	川崎和美	
社会教育課長	富士川貢		美術館長	池谷若菜	
図書館長	大滝友一郎		消防本部総務課長	二見年昭	
消防本部警防課長	貝瀬功		消防署長	岩本晃	

4. 出席した議会書記

議会事務局長 常盤一郎 議会事務局付 川口かやみ

5. 議事日程

別紙のとおり

6. 会議の状況

別紙のとおり

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。
Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

2020-09-07：令和2年第6回定例会（第1号） 議事日程**令和2年第6回湯河原町議会議定例会議録**

令和2年 9月 7日（月） 午前10時00分

○ 会議に付した事件**1 議事日程****一 般 質 問**

8番	善 本 真 人	議員
2番	熊 谷 照 男	議員
1番	土 屋 由希子	議員
4番	渡 辺 久 子	議員

当サイトのあらゆるコンテンツは、日本国における著作権法および国際条約によって保護されています。
Copyright(c) YUGAWARA TOWN ASSEMBLY MINUTES, All rights reserved.

○町長【富田幸宏君】 1番 土屋由希子議員の一般質問にお答えいたします。

1番目「湯河原町のコンプライアンスに関して」のご質問のうち、1点目の「町長の「湯ったりトーク」という町のメールマガジン配信に関して、記事執筆後のチェック機能はどうなっていますか。」とのご質問でございますが、湯ったりトークにつきましては、私のまちづくりに対する思いや考え、日々の活動などの生の声をお届けすることを目的として、毎月1日及び15日の2回を原則として配信しております。

ご質問のチェック体制につきましては、その時々に応じた話題などをテーマとする記事の原稿を、私自身が執筆し、秘書広報室の職員が誤字や脱字など、最低限の文章のチェックを行い、メールマガジンで配信しているほか、町ホームページにも掲載しております。

私自身の思いや活動について、読者の皆様と共有させていただく貴重な手段として、今後もより良いまちづくりのために、活用してまいりたいと考えております。

次に2点目の「町税等徴収対策強化特別委員会における滞納者の名簿の共有が行われていますが、個人情報保護の観点で、これに関しては問題はないとお考えでしょうか。」との通告によるご質問でございますが、まず、前提といたしまして、日本国憲法第30条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と明文化されており、滞納はあってはならないことと認識しております。税務行政においては、公平・公正さが何よりも求められ、町政運営の根幹を成す町税等をはじめとした歳入を確保することは、大変重要であります。

また、大多数の町民が納付期限内に納付をしていただいていることを鑑みれば、滞納者を一人でも減らすことは、税務行政の優先課題であると考えております。

通告によるご質問の、令和2年7月20日開催の町税等徴収対策強化特別委員会では、湯河原町議会委員会条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、委員会の議決により、案件等の一部が秘密会として開催されております。秘密会の内容につきましては、湯河原町議会会議規則第92条第1項において「秘密会の議事の記録は公表しない。」こと、また、同条第2項では、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない。」とされておりますので、議会会議規則に抵触するた

め、したがって、ご質問についてはお答えすることはできません。秘密会は、その名のとおり秘密が保持されるとともに、個人情報の保護を図ることについても、十分留意しているものでございます。

なお、秘密の保持について反した場合、議員におかれましては懲罰の対象となり、行政職員においては、地方公務員法に基づく罰則の適用を受けるもので、秘密会として開催されることで、十分な秘密の保持、情報の保護が図られるものと認識しております。

2番目「湯河原町役場職員の職場環境に関して」のご質問のうち、1点目の「モラルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントに関する湯河原町の解釈をお聞かせください。また、湯河原町役場のハラスメント対策として、第三者機関などの措置をされておりますか。」とのご質問でございますが、まず、モラルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントに関する湯河原町の解釈につきましては、たとえば、職場におけるパワーハラスメントは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2において、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」とされており、各種ハラスメントに関する本町の解釈といたしましては、これらの関係法令に準ずるものと考えております。

そのため、令和2年度は、庁舎内研修として、パワーハラスメント対策に係る研修を行うことを予定しております。

また、令和2年度中を目標に、ハラスメント対策に係る指針を作成し、事業主としての方針を明文化した上で、職員の相談に適切に対応するための必要な体制を構築する予定となっております。

次に、湯河原町役場のハラスメント対策として、第三者機関などの措置につきましては、神奈川県人事委員会へ相談することができるようになっており、相談窓口の紹介につきましては、庁舎内ネットワークで全職員に対し、周知しているところでございます。

次に2点目の「職員の時間外労働（残業）に関してどのように申告され、処理されているのかお教えてください。」とのご質問でございますが、湯河原町職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する規則などの規定に基づき、時間外勤務の申告については、時間外勤務を行いたい職員が、自己申告制により、所属長の決裁を受け、当日の時間外勤務の命令を得ることで、勤務することができる規定となっております。

また、時間外勤務につきましては、管理職に対しまして、事務の繁閑に応じ、課等長のリーダーシップによる職員の流動化が図られているか、年間スケジュール表や事務処理の手順書等により、事務の円滑な処理が図られているかなど、常にコスト意識を持ち、行政の効率化とさらなるサービスの向上を実行するため、定期的に通知を発出しているところでございます。

次に3点目の「平成30年度の「心身の故障の場合」の休職者が24人という、とても大きな数字となっております。この原因と改善策をお教えてください。」とのご質問でございますが、ご指摘の数値は、「令和元年度版湯河原町人事行政の運営等の状況について」により、公表している数値を指していると思っておりますが、この数値につきましては、平成30年度の休職の発令回数であり、延べ人数になっておりますので、実際に発令された人数につきましては8人でございます。これは、同一の者が1月おきに診断書を提出しているなどの理由により、このような数値となったものであり、平成29年度の休職者の人数につきましては、実人数の5人で計上しております。

心身の故障による休職の原因につきましては、個人個人の状況によりますので、一概にお答えできるものではないものと考えておりますが、心的故障者を出さないための改善策といたしましては、湯河原町職員ストレスチェック制度実施規程に基づき、毎年度ストレスチェックを行っており、自身が感じているストレス度をチェックし、未然に故障を防ぐよう策を講じるとともに、高ストレス者の分布及び負荷の高い課等を分析し、適切な人員配置になるよう検討しております。

高ストレス者への対応といたしましては、小田原医師会とメンタルヘルスサポート契約を締結し、高ストレス者の相談窓口を設けているほか、同医師会に所属している医師の紹介を受けることができる体制を整えております。

また、休職と復職を繰り返す事例があったことから、その対策といたしまして、平成29年に湯河原町職員休職者等の職場復帰プログラム実施要綱を制定し、心身の故障による休職者が出てしまった場合には、職場復帰プログラムを実施し、産業医との連携により、休職者と面談を重ねることで、再発することのないよう、個人に合った復帰方法を適宜検討しております。

また、令和2年度には、メンタルヘルス対策の一環といたしまして、管理職を対象に自殺対策・ゲートキーパー養成講座を実施し、自身を含め部下の心的故障者を出さないよう、必要な対応策について研修を行ったところです。

今後につきましては、管理職だけでなく、一般職員に対しての部下側の対応方法を含めた研修も検討しております。

次に4点目の「年休の取得率が年々下がっておりますが、この原因と改善策をお教えてください。」とのご質問でございますが、地方分権の推進や行政のスリム化が求められ、限られた財源の中で職員数を削減し、最少の人数で最大の効果を生むことが求められる中、行政サービスの質を維持し、多様化するニーズに応えるため、職員の負担は避けられないところとなっている現状がございます。そのため、現在の職員定数の水準を維持し、かつ職員の負担を軽減しつつ、住民サービスの質を低下させることがないよう、民間活用が可能な業務は積極的に委託化を図るなど、職員の負担を減らすことで、年次休暇の取得率が向上するよう検討しております。

また、年休の取得率の向上と併せて、毎月の給料日を職員全体が定時に退庁する「ノー残業デー」とし、職員の健康増進や職員同士の交流を深めることを目的に実施しております。

今後につきましても、行政直営手法とのバランスを図りながら、事務の効率化や業務にかかるコストの削減を図るよう努めてまいります。

次に5点目の「役場の職員がやる気を持って業務に当たることができるよう、職場環境改善のための試みは何かされておりますか。」とのご質問でございますが、質問の冒頭にも「職員のやる気やパフォーマンスが上がるように、役場内の職場環境を改善するべきと考えます」とございますが、まるで職員のやる気がなく、パフォーマンスも低い状態で仕事をしているかのような表現であり、大変遺憾に思います。職員の何を見てこのような質問をされるのか存じませんが、私は、やる気のない職員などおらず、地方公務員として、常に最高の能力を発揮して、業務に臨んでいるものと確信しております。

以上でございます。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 ご答弁ありがとうございます。

それでは、質問事項1のコンプライアンスに関して、再質問をさせていただきます。

まず、町長の湯ったりトークに関してなんですけれども、秘書広報室が誤字脱字のチェックをされている。

○議長【村瀬公大君】 ちょっと止めてもらって、ちょっとすいません。何か音声が流れているような感じがしたんですが、大丈夫ですか。すいません。上で何か音声が流れるような機器をお持ちの方がいらっしゃいましたら、そちらは退席をお願いいたします。流れてませんでしたか。

それでは、続けてください。

○1番【土屋由希子君】 湯ったりトークに関して、秘書広報室が誤字脱字のチェックをされているという点だったんですけど、私のこのチェック機能というのはどういう意味だったのかというと、コンプライアンスチェックのことです。誤字脱字のことではございません。

たとえばなんですけれども、今年の2020年2月15日配信の第281号の湯ったりトークに関して、町長の配信されたメールを見ますと、こちらのメールで、湯河原町議会議員選挙が行われる直前の配信なんですけど、町議選に触れながら、このようなメールを配信されております。一文なので、ちょっと読み上げさせていただきます。途中から読み上げさせていただきますと、「後援会は県の選挙管理委員会に対して、制度に従って届け出をして認められます。氏名は控えですが、すでに積極的に活動している立候補予定者に、その手続きをされていない方も見受けられます。（2月13日時点）他者の批判もいですが、市民活動家ではなく、政治家としての活動を始めるならば、まずは自分自ら届け出を済ませ、正しく活動に励んでほしいと思います。なぜなら、一般の方々には、この仕組みはあまり知られてないからです。（2月13日執筆）」と書かれているメールマガジンを配信されております。

この文章、町長が書かれたということで、先ほど答弁いただきましたが、メール配信だけでなく、町の公式のホームページにも掲載されている内容として、このような、私はこれは「氏名を控え」と書いてある時点で、個人攻撃ともとられるような内容を配信するような内容だと思っております。このことに、私は非常に危機感を感じておりまして、このチェック機能はどうなっているのかというふう

に、私は質問させていただきました。これは町の公式見解となりまして、町長の個人的なメールではありません。「氏名は控えですが」と書かれています。この時点で後援会の届け出を出していない方、また、この文から推測するに、個人は特定できます。神奈川県選挙管理委員会に問い合わせれば、特定ができる個人だと思いますので、本日は本人にご了承いただきましたので、この場でお名前を言いますが、この方というのは熊谷議員のことでお間違いないでしょうか。町長、いかがですか。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 そこはもう推察にお任せします。コンプライアンス云々というお話ですけども、基本的には、私がここで書こうとした意図は、いわゆる立候補証明をある程度、いくつかの要件でする。これは立候補予定者。これはもうすでにそういうご経験があるので、立候補予定者になります。その場合の選挙活動は5日間しか、公職選挙法では認められておりませんので、他の立候補予定者若しくは現職ですでに立候補の意思のある方々、こういった方々が一般的に、事前にいろいろなものを活動するに当たっては、基本的には、公職選挙法の事前運動になるのではないかとこのことを危惧して書いたことであって、決して個人攻撃ではなくて、他のたとえば国の組織の政党に属している方々は、政党の運動として、個人の立候補者の名前ではなくて、政党の名前で活動しているので、これは合理性があるわけでありまして。

したがって、普通、どこにも所属をしていない、国が認めている、そういった政党に属さない政治活動というのは、公職選挙法では、町村におきましては、5日間ということをお伝えをしたくて書いてただけでありますので、誰云々ではなくて、これが仕組みですということを書いたままであります。

したがって、県の方に届けければ、それはその方の意思によって確定するかしらないか、その確定が

複数なのかどうか分かりませんが、あくまでも、本来あるべき姿であってほしいという、こう思った思いでございます。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 私は、その個人攻撃とも捉えられかねないと思いましたが、「氏名は控えますが」という一文があったからです。「氏名は控えますが」ということは、誰かのことを言っていることなので、熊谷議員ではないかと私は思いましたが、それは推測にお任せしますということなので、私はこのメールを受け取ったほとんどの方が、熊谷議員が言われているのではないかとと思われるような内容だと私は思いますが、それは町の公式見解としてはどうなのかと思いますし、また、いま町長おっしゃられますが、後援会の届け出や政治団体の届け出を済まさないで、政治活動は憲法で保障されている国民の権利でありまして、届け出をしなければ、その選挙前の活動をしてはいけないという法律は、どこにもございません。私はこちらの見解は、町長は間違った見解だと、私は思っております。

この間違った内容のようなもの、または個人攻撃ともとられかねないような内容を、町のホームページに掲載しているのかということをお聞きしています。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 あくまでも、繰り返しになりますけど、一般論として私は書いていただけであって、いまご指摘の部分、この2月15日ですか、ここにその段階で、いまおっしゃられた個人名を出されてますけども、誰かに推測される、確定できる、確信に変わるといことが、この2月15日の段階で起きてたかどうかということ、私は確認はできませんけども、あくまでも、繰り返しになりますけども、一般的に考えた場合、公職選挙法から見た場合の文章等々につきましての事前の運動になる可能性は、きちっといわれるそういったものがある程度クリアにしながらやっている政治家もいらっしゃると思いますので、そういった意味合いで書いていただけでありまして、これはホームページ上に載っても、私は問題は無いのではないかとこのように理解しております。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 「氏名は控えますが、すでに積極的に活動している立候補予定者に、その手続きをされていない方も見受けられます（2月13日時点）」って書いてあります。これは調べたってことですね。2月13日時点では、その方はその手続きをされてない方というのは、町長自ら、調べられたということでしょうか。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 そのとおりです。ただ、それを発信するかしないかは、私の心の中の問題であります。

したがって、そういった問題、それはもちろん届け出があって、私の概念で言うところの事前活動にならなければ、書くこともなかったかも知れません。わかりません、それは。

ただ、複数の議員の方々、現在当選された方、そうではない方もいらっしゃるわけですが、あくまでも本来であれば、5日間の選挙活動が認められている、公職選挙法の選挙活動であります。政治活動の概念の中に、いま土屋由希子議員がおっしゃっているその政治活動というのは、先ほど申し上げたように、国が認めているそういった政治の団体、こういったものに属していれば、間違いなく政治活動は、いつ何時でもいいわけでありまして、ただ、そうではないケース、私も含めてでありますけど。私もどこの、そういった国が認めている政治団体等には属しておりませんので、限られた中で活動しているという、こういったことを書いたまでですので、決して、そこが云々と言われることはないのではないかなというふうに思います。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 それでは町長は、こちらの内容は問題なかったということでお考えということですか。私は、いま町長は個人的な見解とおっしゃられますが、それは町長の個人的な見解を出す場ではないと言っているんです。私はこれは、湯河原町から出ているもので、湯河原町のホームページに載っているものですから、これは個人的な見解としたいと思いましたが、このように町長という立場で、一個人を特定できるような、一個人を攻撃するような内容に捉えられかねないというふうに、私は注意をしているんです。それで、こういった内容をチェックする方がいらっしゃるのかなということに、私はとても危機感を感じています。

まとめますと、個人攻撃とも捉えられかねないということです。そして、嫌みとも捉えられかねないと思います。そして、政治活動への圧力、パワハラにもなる、通じてくるというものだと思います。町長というお立場ですから、町のトップとしての、私は品位に欠ける内容だと私は思います。そして、間違った解釈を流布するものであり、選挙前であり、政治活動をしている個人を陥れる内容にも捉えられかねない内容だと思うんですね。

ですから、こういった内容を町長自らではなく、別の方がチェックをするべきではないかというふうに言っているんですけども、そこらはいかがですか。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 いまの段階で、約280とか300近く来ておりますけども、繰り返しになりますけど、私がそのときに思った思いやいろいろなものを、ここに綴ってあるだけでありますので、そこはどこまで行っても、恐らく見解が違ってしまっているのではないかとこのように思います。

たとえば、私はこの法の解釈を、ただ間違った形でとか、町の情報を間違った形で出してしまうと、これは一定の責任があると思いますけど、あくまでも私の主観の部分であります。

したがって、決して何か陥れようとか何にしようとかって、そういったものは全くないところでございますので。政治というのはやはり、限られたルールの中で政治活動、そして告示になれば、選挙活動というふうに形を変えていくわけでありまして、それだけを自分の経験からも申し上げただけで、決して私の立場が、何かそのどなたかに強烈な印象を与えるってことは決してありませんので、ご理解をいただければと思います。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。それでは、この政治活動に関しての見解については、職員も一緒になって、これは後日確かめていただきたいと思います。私はこれは事前活動ではなく、熊谷議員がやった政治活動だと思っています。後援会の届け出を出さなくても、政治活動は国民が認められた、憲法で保障された権利であると私は考えていますので、そこらは後日確認していただきたいと思います。

ます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 いまおっしゃられた、一個人の議員さんを確定して調べてくださいっていうことには、お答えはできません。あくまでも私の主観であります。それを調べてくださいっていうことについては、ただ一般論として、いまおっしゃられた政治活動の云々というのは、どこでお答えするかは、また今後、何かの機会でご質問いただければと思います。

議員。子希由屋土番1【君大公瀨村】議長。○

○1番【土屋由希子君】 個人的なことを調べろと言っているわけではなくて、政治活動の解釈を調べてほしいということです。町長が発せられたことは、熊谷議員のことではないかも知れないんですよ。ですから、そのことを調べろとは言ってません。政治活動の考え方です。それを調べていただければと思いますんで。

では次の質問。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○1番【土屋由希子君】 すいません、時間がないので、次の質問に。

○議長【村瀬公大君】 すいません、議事進行権は私に。

私の考え方は先ほど申し上げたとおりでございますので。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。

○町長【富田幸宏君】 私がいま言った制度上を、高度な何かそういったものを使って調べろっていうことになれば、私はここで答えることはできませんので。あくまでも、私の範疇の中で答えたっていうご理解の前提でお願いをしたいというふうに思います。

○議長【村瀬公大君】1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 はい、わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。(2)の町税等徴収対策強化特別委員会のことなんですけれども、秘密会であるから大丈夫だというよな見解の何か答弁だったような、私は思えるんですけども、●●●●●●●●●●の個人情報の名簿を、議員に共有している事実というのは間違いないわけでありまして、●●●●●●●●●●の個人情報●●●●●●●●●●あってはならないことだと私は思います。こちら、たとえ秘密会であったとしても、行政と議会とは別組織なので、行政内でどめるべきではないのかと思います。それは、たとえ秘密会だったとしても、私は完全にアウトではないかと私は思うんですね。こちらの方、滞納者の個人情報というのは、とても重要な個人情報であり、これは人権侵害だと私は思っております。万が一。

○議長【村瀬公大君】 いまご発言がありました

[illegible]

1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 それでは、ちょっと思うんですが、その秘密会の内容というのは、その個人情報のことではないんですか。個人情報はその秘密会の中で共有されておりますが、その直前に秘密会になるまでに、議事録にも載っていますが、名簿の共有がされているということは、もう公にされていることだと思いますが、そちらは大丈夫ですか。

○議長【村瀬公大君】 座ってください。リストをお配りするっていうのは、議事録の中で記載がござ

ただ、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●という内容につきましては、秘密会の中で決めていること
でございます。ということは、秘密会の中身を土屋由希子議員は、もうこの場で、この公の場で言っ
てしまっている。ということは、秘密会に決められている、秘密会のルールが守られていないっていうふ
うなことで、懲罰の対象となります。

[illegible]

○1番【土屋由希子君】 わかりました。懲罰になるかどうかは、私もちょっと認識が違うんですけれども、それはまたじゃあ別として、ではその町内の滞納者の個人。

○議長【村瀬公大君】 すいません、よろしいですか。懲罰の対象になるかどうかではなくて、秘密会
の中でそのリストを。

○1番【土屋由希子君】 はい、じゃあわかりました。じゃあ、それは。

議長【村瀬公大君】 すいません。一度座ってもらっていいですか。私にお話をさせていただきた

[illegible]

○1番【土屋由希子君】 あっ、わかっています。

議長【村瀬公大君】 すいません、私がお話してるので、その不規則発言はやめてもらってもいいですか。私がいまお話をさせていただいているんです。

[illegible]

ださい。

どうぞ、土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。じゃあ、それは削除していただいて結構です。

それではじゃあ、町内の滞納者のリスト、名簿は共有されているということに関して、これは問題なのかということですね。こちらの方を、私は神奈川県ホームページに、昭和49年の「地方税の事務に従事する職員の守秘義務について」という書類が、神奈川県ホームページに載っております。そちらの方から抜粋させていただきますと、「滞納者名及び滞納税額の一覧であっても、滞納者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、一般に公表すべきでないことはもちろんであるが、議会の審議の場において、その開示を求められた場合においても、原則として、開示すべきではないものであり、議会から地方自治法第100条等の規定に基づき、その開示を求められた場合においては、議会の審議における必要性和納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等を総合的に勘案した結果、その要請に応じるべきものと判断したときを除き、開示すべきではないものである」というふうに書いてあります。

ということは、やはり総務省の見解としても、秘密会においても、このリストを共有するべきではないという見解になっております。そして、私自身も、こちらは10年ぐらい前から、毎年この滞納者のリストの共有というものは行われているというのを、議事録を見て知っておりますが、こちらの方は他の、こちらの滞納者のリストというのが、この秘密会における場合におきましても、このような状態で人権侵害ともなると私は思っております。

これについて、問題は本当にないと、皆さんお考えなんでしょうか。

どなたでも結構です。町側としてです。

○議長【村瀬公大君】 力石参事。

○参事徴収対策室長事務取扱【力石浩一君】 いま土屋由希子議員がおっしゃいました、この当時の昭和49年11月19日付の自治省の通知、こちら発出されておりますが、これまだ存在しております。

その中でも、特にその議会側からの要請に応ずべきものと判断したときに限り、開示できるものであると。原則としては、開示すべきではないと規定されております。

また、地方自治法の規定におきましても、議会の求めに応じるべき旨の判断をした場合であっても、議会に対し、秘密会で審議することを要請するので、秘密開示について、相当な手段・方法を用いるべきというようなことで、このような中で開催された場合におきましては、問題ないと解釈しております。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。湯河原町としては、問題がないというふうに解釈をされているということですね。

私は、これは私自身は問題があるというふうに思っております。人権侵害だと思っております。万が一これが流出したら、議会側から流出した場合、議員が懲罰を受ける。それは構いません。だとしても流出したとしたら、行政側としてはどういうふうに責任をとるつもりでございましょうか。

○議長【村瀬公大君】 土屋由希子議員、それは委員会の中身で、委員会のその町税等徴収対策強化特別委員会の委員長が、この内容に関して、その一覧を出す必要があるというふうな要望を行政側にし、それで、行政側から、そういった一覧を出してもらう。それでその中で、あくまで秘密会という大原則のもと、執行行われているものでございまして、その秘密会というものの内部が漏れてしまったら、どうなのかというものは、それは原則あり得ないというか、あってはならないことだと思いますので、先ほど、秘密会の中身について、土屋由希子議員はちょっとおっしゃってしまっておりましたが、原則はないというふうなもので、進めていくものが常なんじゃないかなと思うんですけど。

はい、どうぞ。土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 先ほども、議長にお答えするようになってしまいますが、行政と議会というのは別組織ですので、行政側としては、行政側として、町民の個人情報を守るのは当たり前だと思います。それなのに、議会側に漏らしてしまっ、そのあとに議会から漏れることはあり得ないというふうに、行政は信用されているということでお間違いないでしょうか。

○議長【村瀬公大君】 富田町長。

○町長【富田幸宏君】 お間違いがあるかないかっていうことではなくて、仕組み上、先ほど申し上げたように、私どもは答えができませんという回答をさせていただきます。

○1番【土屋由希子君】 わかりました。

○町長【富田幸宏君】 よろしいでしょうか。それで、続けてよろしいでしょうか。

○1番【土屋由希子君】 はい。

○議長【村瀬公大君】 土屋由希子議員、「はい」とか「いいえ」とかも言わないで、すいません、お願いします。

○町長【富田幸宏君】 あくまでも、議会側からの要請に基づいて、そういったものを開示をしますもので、そこから先、漏れてしまうから、行政がその漏れる、議会側から漏れる可能性があるから、この議会側の強い規則に基づいて、議会規則やら何やら、その請求に基づいて、それを拒む理由というふうには当たりませんので、仮にいまのご懸念があるならば、逆に議会側の意思として、それを求めないという方法が、議会側にはあるのではないかというふうに理解をしております。

○議長【村瀬公大君】 1番 土屋由希子議員。

○1番【土屋由希子君】 はい、わかりました。